

○ 函館市企業局水道管路および公共下水道管渠敷地の寄附採納要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業局（以下「局」という。）が現に水道管路施設および公共下水道管渠施設の用に供している土地（以下「管路敷地」という。）ならびに今後管路敷地としての使用が見込まれる土地（以下「計画敷地」という。）の寄附を受ける場合の要件、手続き等を定めることを目的とする。

(寄附採納の要件)

第2条 局が寄附を受ける管路敷地および計画敷地（以下「敷地」という。）は、局所有の水道管路施設および公共下水道管渠施設に接続している管路敷地、または接続予定がある計画敷地で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 敷地が建築基準法第42条で定められた道路、または局所有地に接していること。
- (2) 敷地幅が維持管理に支障の無い幅を有すること。
- (3) 敷地内に維持管理の支障となる物件がないこと。
- (4) 敷地と民有地との境界が現地で明確に判断できること。
- (5) 敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (6) 敷地の所有者が複数いる場合は、所有者全員の同意が得られていること。

2 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、特別に必要があると認めるときは、同条第1項各号の規定にかかわらず、敷地の寄附を受けることができる。

(敷地の寄附申込)

第3条 敷地を局に寄附しようとする者は、管路・計画敷地寄付申込書（様式1）に敷地の図面を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の申請書に關係図面を添付させるものとする。

(審査および調査)

第4条 管理者は、前条の申込書の提出があったときは、当該申込書に基づ

き審査し、必要な調査を行うものとする。

(申込者への通知)

第5条 管理者は、前条により審査および調査を行った結果を申込者へ通知するものとする。

(1) 寄附申込を受理する場合は、管路・計画敷地の寄附受理通知(様式2)により行うものとする。

(2) 寄附申込を不受理とする場合は、管路・計画敷地の寄附不受理通知(様式3)により行うものとする。

(図書の整理)

第6条 管路・計画敷地の寄附受理の通知を受けた者は、速やかに次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

(1) 登記承諾書 1通(所有者が複数人いる場合は全員分)

(2) 印鑑登録証明書 1通(所有者が複数人いる場合は全員分)

(3) その他管理者が必要と認める書類

附 則

この基準は、平成28年7月7日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

函館市公営企業管理者

企業局長様

申込者 住所（法人にあっては、事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称および  
代表者の氏名）

印

管路・計画敷地寄附申込書

下記の土地を管路・計画敷地として寄附申込みいたします。

土地の所在	地目	地積 (㎡)	所有者	印
			住所・氏名・電話番号	

（添付書類） 位置図，登記簿謄本，測量関係図等

（注） 印は，印鑑証明書に登録されているもので押印願います。

別記第2号様式（第5条関係）

## 採納決定通知書

年 月 日に管路・計画敷地寄附申込書により申請のあった下記物件について、書類検査および現地調査の結果、無償を条件に管路・計画敷地として採納することを決定いたしましたので通知いたします。

なお、ご寄附いただきます土地の所有権移転登記に必要な書類（登記承諾書、印鑑登録証明書など）の提出をお願いいたします。

土地の所在	地積（㎡）	備考

年 月 日

様

函館市公営企業管理者  
企業局長

別記第3号様式（第5条関係）

不採納決定通知書

年 月 日に管路・計画敷地寄附申込書により申請のあった下記物件について、書類検査および現地調査の結果、下記の理由により管路・計画敷地として不採納とすることを決定いたしましたので通知いたします。

土地の所在	地積 (m <sup>2</sup> )	備考

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

理由：